

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成21年3月6日(金) 開会時間 午前10時07分  
閉会時間 午後3時46分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹  
副委員長 堀内 富久  
委員 深沢登志夫 皆川 巖 鈴木 幹夫 樋口 雄一  
白壁 賢一 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

県土整備部長 下田 五郎 県土整備部次長 丹澤 博  
県土整備部技監 宮田 文夫 県土整備部技監 河西 邦夫  
総括技術審査監 山本 力 県土整備総務課長 小幡 尚弘  
美しい県土づくり推進室長 野田 祥司 建設業対策室長 斉藤 倍造  
技術管理室長 井上 和司 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁  
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 樋川 和芳  
砂防課長 宮澤 佐敏 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 小野 邦弘  
住宅課長 末木 正文 建築指導課長 望月 等 営繕課長 山本 誠司

### 議題 (付託案件)

- 第19号 山梨県景観条例中改正の件
- 第21号 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- 第47号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

### (調査依頼案件)

- 第25号 平成21年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- 第36号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時7分から午前11時58分まで、休憩をはさみ午後1時34分から午後3時46分まで県土整備部の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部

- 第25号 平成21年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(景観形成推進事業費について)

皆川委員 県土5ページの美しい県土づくり推進室の景観形成推進事業費についてお伺いします。景観セミナーの開催等とあるんですが、今現在、具体的にいつ、どこで開催する予定があるんですか。

野田美しい県土づくり推進室長

景観セミナーにつきましては、毎年1回、景観等専門の大学の教授、昨年度は東京大学の堀先生をお招きいたしまして、環境科学研究所において開催いたしました。今年度の予定についてはまだ具体的に箇所は決めておりませんが、今後、検討する予定であります。

皆川委員

2月12日に、屋外広告物フォーラムがありました。これは県の広告美術業協同組合が主催したんですけども、そういうものには出ていく予定はないんですか。

野田美しい県土づくり推進室長

これは広告物の勉強会です。広告業界で主に屋外広告物、並びに私どもの職員が景観について説明をいたしました。これにつきましては、予算化されていないため、補助等は出しておりません。

皆川委員

ここに景観アドバイザーを派遣すると書いてあるんですが、この景観アドバイザーを派遣したんですか。

野田美しい県土づくり推進室長

当室の職員が景観について概要を説明した次第でございます。

皆川委員

では、この景観アドバイザーとはどういう人ですか。

野田美しい県土づくり推進室長

来年度にお願いしております景観アドバイザー活用事業でございますが、これにつきましては、市町村が今、景観計画を策定中でございます。具体的に、例えば市町村が複数集まって、どのような景観づくりをするか検討しようという勉強会が予定されておりますので、そういうところに大学の教授等を派遣するのが1つ。

もう1つは、市町村が公共事業をする場合や、県の建設事務所が公共事業をする場合に、場所によりましては当然、景観に配慮しなければならないエリアもございますので、事業に当たりまして、そこにアドバイザーを派遣しまして、例えば色とか形状についてアドバイスをするような事業です。

皆川委員

このアドバイザーには、どういう人が選ばれて、どういう資格の人になるんですか。

野田美しい県土づくり推進室長

景観につきましては、山梨大学に景観に精通している先生が何名かおりますので、そういう先生。それから、東京では、ランドスケープ的な専門の先生、そういう先生たちを想定しております。

皆川委員 現在、アドバイザーに名前は挙がっているんですか。だれか教えてください。

野田美しい県土づくり推進室長

10名ほど想定はしておりますが、まだ具体的に先生等には打診しておりませんが、東京の大学の教授、県内の教授、ランドスケープの方、緑化の専門家などを考えております。

**(やまなしの歴史文化公園費について)**

皆川委員 その次の臨のやまなしの歴史文化公園費ですけれども、やまなし歴史文化公園というのは今現在、数はどのくらいあるんですか。

野田美しい県土づくり推進室長

やまなし歴史文化公園につきましては、昭和59年に指定しまして、現在25カ所が指定されております。

皆川委員

その中で区域の見直しとか倒壊の危険のある標識と書いてあるけれども、そういう危険な箇所は、およそどのくらいあるんですか。

野田美しい県土づくり推進室長

実は昭和59年度から平成12年度までに指定した経過がございまして、その後、市町村の合併等により、例えば甲府市に中道町、上九一色村が合併されておりますので、エリアを再度、見直しします。もう1つは、こちらにありますように、具体的な保全活用を検討した中で、現状に合ったエリア、活用を考えたいということで、まず来年度につきましては、標識及び説明板の更新を3カ所ほど考えております。説明板の撤去が必要なところについては、さらに標識について4カ所、説明板について4カ所を考えております。

**(市街地再開発事業費について)**

皆川委員

わかりました。

次に県土37ページの市街地再開発事業費で、紅梅地区における市街地再開発事業に対する補助金、県費2億8,495万円ですが、これについてよく教えてもらいたいんですけども、国、県、市のそれぞれ、たしか補助割合というのがありますが、その割合づけは組合でやっているのか、いろいろな方式があるようなんですけれども、それについて説明してください。

手塚都市計画課長

再開発ビルの中には、共有部分がありまして、補助事業の対象になるのはこの公共部分でございます。補助事業としましては、国がまず3分の1、市と県で3分の1の半分ですから各6分の1、当事者の組合が3分の1となっております。

皆川委員

そこで、現在の進捗状況はどういう状況ですか。

手塚都市計画課長

今年度の予定としましては、ビルの8階ぐらいまでの鉄骨組み立てを計画していましたが、旧ビルの撤去と、基礎工事に若干、日がかかりまして、今、基礎の部分を行っておりますが、予定の8階ぐらいまで行くのが若干、4月へずれ込む状況です。予定より若干おくれている状況でございます。

皆川委員 仄聞するところによりますと、分譲するマンション部分を請け負っている不動産会社が事実上の倒産をしたという話で、今現在、会社更生になっている状況ですが、これについてはどう考えますか。

手塚都市計画課長 これにつきましては土屋議員の本会議の御質問にもございまして、そこでも答えておりますけれども、まず現在の状況ですけれども、委員が言われましたように、いわゆる販売を行う予定になっておりました日本綜合地所が、2月5日に、会社更生手続開始の申し立てを裁判所にし、2月23日に会社更生手続の開始決定がありまして、現在、更生再生計画等を進めている状況で、これについてはおおむね、今までの経緯ですと7カ月くらい要することとなります。

まず再開発の仕組みですけれども、特定業務代行制度というものがございまして、再開発ビルは基本的に保留床、いわゆる区画整理でいうと、保留床として売る部分ですが、その保留床となる住宅が100戸あるんですけれども、その保留床と商業床を売るのに最終責任を持つという条件のもとで建設を請け負うということになっております。具体的には総合建設業者の西松建設と契約しておりますけれども、この西松建設と組合の契約の中に、いわゆる住宅の保留床部分については西松建設が第三者にあっせんしてもいいとなっており、あっせんした先が、今回の場合は日本綜合地所と組合が契約したというのが、現状でございます。

契約の細かい内容については、あまり私どもは知りませんが、約30億円弱ぐらいの契約をしております。そのうちいくらを前金としていただく契約になっているようございまして、現在、日本綜合地所がどういう考えを持っているか、組合とどういう話し合いをするかということですが、もし日本綜合地所の販売がだめということであれば、基本的には最終処分の責任を負います西松建設が、自分のところで売るか、よそへまたお願いするかということとなりまして、再開発ビルの事業そのものは今のところ、ほぼ計画どおり進んでおりまして、来年の8月に、ビルは完成する予定です。

ただ、1点、年度明けぐらいに、日本綜合地所がモデルルームを開設して販売を開始する予定でしたが、それが整理されないと次のステップに行けないということなので、販売の開始が若干、延びるのかなと考えております。

皆川委員 マンションなどは普通、建設の段階でもうどんどん応募して、できたときは大体、入っちゃうなんていうのは結構ありますよね。最近、ちょっとそういう状況はないんですけれども、もう既に募集をやっているんですか。

手塚都市計画課長 ただいま説明したように、モデルルームがこの春以降です。ですから、その部分が若干、場合によってはおくれてくるのではないかと承知しております。

皆川委員 日本綜合地所のほうは、そういう厳しい状況にあるけれども、請負業者である西松建設が責任を持って、あっせんを請け負うと言っているわけだ。

手塚都市計画課長 いわゆる保留床の最終処分責任は建設する西松建設にあるという契約のもとに行っておりますので、いずれ売れなくても西松建設が最終的な処分をやらなければいけない。それをやらないと契約不履行という形になります。ですから、組合としては非常にリスクの少ない制度ということになります。

- 皆川委員 一方で、本会議でも出ましたけれども、あるフロアを全部、宝石美術専門学校に貸すということですよね。宝石美術専門学校も、うわさによると募集した定員の半分しか生徒が来ない。授業料を取っても全然赤字だよね。そのフロアを全部貸すことは変わらないんでしょうか。
- 手塚都市計画課長 今回のところ宝石美術専門学校は、そういう形で、従前の県営駐車場の権利がありまして、組合員であるということと、その面積が足りないということから、新たに追加して2つのフロア部分を宝石美術専門学校として利用する計画にはなっております。
- 皆川委員 非常に不安になるような状況に今ありますよね。これは最終的に組合が全責任を持ってやるわけですか。
- 手塚都市計画課長 事業そのものは、組合が最終的に清算して終わる形になっております。
- 皆川委員 その場合、組合が、思うように人が入らなかつたりして、事実上、破産状態になるような場合には県費はどうなるんですか。
- 手塚都市計画課長 組合がつぶれるということですか。
- 皆川委員 事実上、売れなくなった場合です。
- 手塚都市計画課長 基本的には、先ほど説明しましたように西松建設のほうで最終的に買い取るという形ですので、そういう意味では非常に安全な制度でございます。
- 鈴木委員 今回のことにちょっと関連するんですけれども、最初、補助金などの県費を投入するのに当たって、後はこういうふうになりますということがはっきりしてないと、県費を投入していくのはいかがなものかという思いがするんです。
- 先ほど言ったように、ある委員からも言ったけれども、西松建設が倒産したらどうするんだと。これはやはりとても問題なことだと思うんです。ですから、予算へ乗せているんですから、やはりこういうものも真剣にとらえて、この辺をしっかりとっていただきたいと思います。その辺はどうですか。
- 手塚都市計画課長 例えば西松建設が何らかの事情で継続不可能ということになれば、そこで当然、そこまでの清算はいたします。今度、そうしたときに、また同じ制度で、例えば違う総合建設業者でかわりの者がいればそれなりに行きますし、もしそれがだめでしたら、従前どおりしていましたが、組合が直接別の建設業者に残りのビルを完成してもらって、いわゆる保留床をみずから売る形になります。今のところだめになるということまでは我々も想定していませんけれども、いろいろなケースで対策を講じて、建設工事を進めていこうと我々も思っております。組合も当然、それをしないととんざという形になりますので、そういう形で指導もしていきたいと思っております。
- 鈴木委員 わかりました。ただ、今からのことなんですけど、本当に全部入居したり、活性化して経営がうまくいくのかどうかも、僕らとすればちょっと不安なんです。言われたような格好の中でいろいろな想定をしてもらって、もしこうなったらどうするのか。とうとい税金を使っていることですから、その辺

をよろしくお願いいたします。

**(美しい県土づくり推進事業費について)**

次に、先ほど、県土5ページで、景観アドバイザーの関係が出たんですけども、県の関係は別にして、市町村に、どういう対応の中で景観アドバイザーを派遣していくんですか。

野田美しい県土づくり推進室長

景観アドバイザー制度でございますけれども、新年度からの新たな制度でございますので、予算成立の暁に、市町村の職員、県の職員を含めまして、この制度について具体的に話をいたします。市町村につきましては、事業着手、計画段階、例えば具体的な調査委託等の段階におきまして、どのようなアドバイスが欲しいかなどの要望を市町村から聞きまして、個々に勉強会などで勉強するときに、アドバイザーを派遣してアドバイスを行うということを考えています。

鈴木委員

市町村の勉強会ですか。そうすると、まだわからないけれども、東京などから10名ぐらいの先生をお願いすると言っているんだけれども、美しい県土づくり推進事業は基本的に県がやるんですよね。だけど、市町村がこの事業をどのようにとらえるかであって、県がやれと言っても市町村がちゃんと認識していなければ、とても人は集まって来ないじゃないですか。その辺は市町村に対してどういう対処の仕方をするんですか。

野田美しい県土づくり推進室長

私どもは今年度、美しい県土づくりガイドラインを策定いたしました。この周知も4月以降に考えておりますので、これと合わせて市町村の方に周知する予定でございます。景観計画はこれから策定する必要のある時期でございますので、景観計画と合わせて、公共事業の必要性も訴えた中でガイドラインの活用と景観アドバイザー制度の活用を積極的に周知する予定でございます。

山下委員長

野田室長、来年度にはアドバイザーがもう決定されるわけです。もうこの時期ですから、ある程度、打診をされている部分もあるでしょうし、決定というわけではないので、もし差しさわりのない方がいらっしゃったら、二、三の方のお名前を挙げていただきたい。今、話を聞いてますと、名前が出てこないから、どんな方がなるのかを大変気になさっていますので。大学教授といっても、どのような方が正直わからないというのが本音なんです。

野田美しい県土づくり推進室長

私ども、今年度、美しい県土づくりガイドラインを策定する中で、景観審議会に何名か委員がおります。具体的に言いますと、山梨大学の北村先生、県立大学の箕浦先生、その先生たちは今年度、審議会の委員としてお願いしておりますので、予算可決後に、その先生たちにはまたお願いしたいと思っております。さらに、山梨大学におきましては複数の先生が景観に従事しておりますので、その先生たちにもやはりお願いしたいと思っております。

鈴木委員

金額的に1,100万円ということですから、有効に活用できるようにお願いします。やはりそういう実績が出るような方向性の事業に生かしていた

だきたいと思います。

**(県営住宅管理費について)**

次に、県土46ページに、滞納訴訟に要する経費、1,232万5,000円とあるんですけども、基本的に、保証人というのがありますね。県だから仕方がないということもあるかもしれないけれども、その中には意識的に滞納する人もいれば、本当に厳しくてお金が払えない方もいるんですよ。ただ、そうはいつでも県のこういう住宅で入居する方に不公平があることは、僕らから見るとおかしいと思うんです。おかしいでしょう。だって、ちゃんと払っている人は払っている。だけど、払っていない人は、利息をどうしているか知らないけれども、いずれにしても払わなければならないんだけど、払わない人だっているじゃないですか。何年かすれば時効になるでしょう。そういうことがよくあるじゃないですか。そうすると、やはりある程度、保証人というのがいいかげんじゃなくて、保証人にも債務を負わせるということでない和不公平感が出る感じがするんだけど、いかがですか。

末木住宅課長

せんだってもお話し申し上げましたが、まず家賃が3カ月滞納となつたところで、連帯保証人にも、あなたが連帯保証人になっている方につきましては家賃を今現在、幾ら滞納しておりますので払うように言ってくださいというお願いをします。その次には、6カ月以上滞納になりましたところで、当然、本人にも払ってください、そうしないと契約解除になります、裁判になりますという連絡をするとともに、連帯保証人にも、あなたが連帯保証人になっている方については何カ月分、幾ら滞納しておりますので、あなたにも支払いを求めますということで支払いを求めるわけです。だけど、現実問題とすれば、連帯保証人は払ってくれません。そのときには、文書の中に、あなたが払っていただいた場合には、あなたはその入居者に対して当然のことながら、それを請求する権利を有しますという文書まで入れますけれども、現実には払っていただけません。ですから、せんだってお願いしましたように、最終的には今、12カ月ということを1つの基準としておりますけれども、12カ月、家賃を滞納したところで訴えの提起をすることとしております。

鈴木委員がおっしゃるのは、連帯保証人にも払ってもらえばいいじゃないかという趣旨だと思いますけれども、当然のことながら、私どもとしても連帯保証人にも支払いについては求めてはおりますが、現実にはなかなか連帯保証人も支払ってはいただけないのが現実でございます。

鈴木委員

そこで、この1,232万5,000円とあるんですけども、要は訴えをしますね。その裁判の内容はどういう形をとるのか、ちょっとわかりませんが、見てみますと訴えるのは本人ですよ。連帯保証人はどうなるんですか。

末木住宅課長

あくまでも、本人を相手としまして訴えの提起を起こします。訴えの提起は、滞納家賃の支払いと住居の明け渡しの2つを内容として起こしますので、連帯保証人については、訴えの提起の対象とは現在ではしておりません。

鈴木委員

民事訴訟ですね。そのときに、考え方とすれば、普通だったら連帯保証人も訴えると思うんです。入居するときもそうなんですけれども、こういうときの保証人は、簡単に判こをつけばいいやという、昔はどうもそのような感

じに見えたんですが、やはり今からはそういうことではなくて、契約書に付記して、連帯保証人たる責務ははっきりさせていったほうがいいと思うんです。

( 休 憩 )

**( 公共土木施設緊急環境整備事業費について )**

樋口委員

きのうも聞いたんですけども、きょうは県土整備部の雇用創出について聞きます。先日、20年度の緊急地域雇用創出事業についてはペーパーをいただきました。また、県土の16ページで臨の公共土木施設緊急環境整備事業費ということで、管理道路の側溝の清掃、除草、ごみ等の撤去や樹木の枝払い等々、先ほど説明がありました。20年度については、2月、3月の2カ月間で30名の雇用創出をしたということでありますけれども、この新年度の臨の予算でも同じような内容でやるということですが、引き続いてということではないですよ。

小島道路管理課長

20年度の予算につきましては県の単独費でございましたけれども、21年度につきましては繰入金形でやっております。国補事業の対象になっております。やる内容につきましては、新たに雇用する人数につきましては、30人の方を新たに雇用していただいて、6カ月未満の雇用が1回と、下期にも1回、同じ内容で雇用を求めるという形でございます。

樋口委員

新年度は6カ月未満の雇用をツースパンで30人、30人で60人という意味ですよ。

小島道路管理課長

6カ月未満で、1年を2回に分けて30人、30人の雇用をすることで委託をするということでございます。

樋口委員

わかりました。募集の仕方はどうなっていますか。

小島道路管理課長

募集につきましてはハローワークに募集をしております。作業員の配置につきましては、県の建設事務所が4つ、それ以外に支所が2つございますので、6カ所にそれぞれ新しく採用する方を5名ずつ配置することを考えております。

樋口委員

わかりました。今年度は2月、3月に30人がすぐに雇用されるということですから、特に今年度末は非常に厳しい、それぞれの数字の最悪も更新するのではないかと危惧がありますけれども、ぜひ新年度の30人、30人の雇用がしっかりとつくられることと、その後の、1年以上の雇用についての職種メニューはこれからのことでありますけれども、ぜひ県土整備部のほうでも積極的に、雇用の創出につながるようなことを提案していただけることを望みたいと思います。

**( 橋りょう長寿命化計画策定費について )**

次に行きます。県土17ページの、やはり臨の橋りょう長寿命化計画策定費、アセットマネジメントというものでありますけれども、先ほど説明があり、今年度と来年度の2年での事業と聞きましたけれども、全体でどのぐらいの橋があって、それぞれどのようにやるのか、もう一度、教えてください。

小島道路管理課長 平成20年度と21年度の2カ年に分けまして長寿命化の実施計画を策定するところでございますけれども、山梨県内の県管理道路の橋梁が1,670橋ございます。平成20年度には、そのうちの830橋、ほぼ半分を行うことにしておりまして、21年度に残りの840橋を作成することにいたしております。

樋口委員 それぞれ1つずつ調査をして、その結果を集めて検討委員会か何かで、事務的な処理をすると思いますけれども、今年度、それはどのような状況ですか。

小島道路管理課長 調査につきましては、平成20年度、400橋の調査をしております、調査はこれで本年度にすべて終了いたします。  
実施計画につきましては、先ほどお話ししたように、20年度、21年度の2カ年に分けて作成いたします。その作成に当たりまして、専門家といたしましては山梨大学の2名の先生に加わっていただき、それ以外に県土整備部の職員5名、あわせて7名で委員会を構成いたしまして取り組んでいるところでございます。

樋口委員 今年度、来年度の2年間で、今言った7名の委員会の方々によりその計画を策定されるということでありまして、その後の長寿化計画の実行の期間はどのようになりますか。

小島道路管理課長 一部につきましては、でき次第ということしておりますけれども、長寿命化実施計画は定期的に点検を行い、橋りょう修繕や更新を行っていくものがございます、今、考えておりますのは、簡易の点検を5年に1回、専門家による点検を原則10年に1回やって、その計画の妥当性を見ていきますので、永続的に続いていくものと考えております。

樋口委員 このところはそれぐらいにしますけれども、橋のほかには今後、こういったものを考えていますか。

樋川治水課長 河川に関して、明年度、河川管理施設等機能確保事業の補助制度が国でできます。河川の排水の機場だとか樋門といったものが対象になるかと思えますので、国の補助制度等に来年度以降、要望をして検討していきたいと思っております。

樋口委員 やはりビルドからメンテナンスの時代ですから、その補助制度に沿ってできる限り長寿化をほかのところにも広げて行っていただきたい。もちろん安全、安心が第一でありますけれども、それに即する形でやっていただきたいと思えます。

#### (土地区画整理事業費について)

次は、昭和町の常永地区のことですけれども、先ほど甲府のことについて県の立場、あるいは状況について詳しく御説明いただきました。昭和町の土地区画整備事業について、県の今、持っている情報とできる支援、指導がありましたら、詳しく教えていただきたいと思えます。

手塚都市計画課長 昭和町の常永地区にイオンモールがショッピングセンターを着工するという情報をつかんでおりますが、先週、理事長である町長に着工を1年ほど延ばしたいというお話がございました。その後、今週、組合の代議員に町長、いわゆる組合の幹部が、そういう申し出があったという説明をしたというところで今、終わっております、ちょうど1週間後ですけれども、13日に、イオンモールのほうで、イオン自身が求める土地以外に、一部借地をしてショッピングセンターを開こうという計画でございまして、その借地の方々に対しまして説明をしたいということで、イオンさんのほうがもう既に関係者の方に通知を出したと伺っております。

樋口委員 先日の新聞を見ますと、町の中央公民館で総代会がありましたが、そういったいろいろな会議、会合には、県がオブザーバーとして参加されていませんか。

手塚都市計画課長 区画整理事業に伴い整備された区画ができ、そこには地権者がいまして、地権者がその区画をどう使うかは自由でございます。今回のケースも全くそれと同じように、この区切っている地域についての、ショッピングセンターのイオンモールさんとその地権者の間の話ということで、民民の話という形になりますので、事業計画の中で我々との接点があれば出向くことはありますけれども、今回の場合は、あくまでも、区画整理の土地を持っている方とイオンモールさんとの関係なので、我々のほうに要請もございませんし、あえて我々もそこまで出ていく必要はないのかと判断しております。

樋口委員 ここが着工する前は、県のほうも規模の縮小と申しますか、規模について相談を受けたり、こちらから投げかけたりして、縮小して今の規模にしました。あるいは、先ほどの話だと、やはり無利子の貸し付けを国も県もしているわけでありまして。はっきり言って困ったというところでありましてから、県として支援と申しますか、指導と申しますか、相談に乗るといえることがあれば積極的にしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、そう言っている本人も、何をすればいいのかというのはわからないんですけれども。

双葉はユニーさんでしたか。あそこも当初、来ると言っていた映画館や、大きな施設も、かなり来なくなってしまい、かなり規模を縮小してしまっていて、まさに業種を選ばないくらい大がかりな景気の後退がひしひしと県内進出にも響いているという感じがします。民民とおっしゃいました。まさにそのとおりでありますけれども、1年の延期がもっと延期になるのではないかと不安の声もマスコミから出ているわけでありまして、県としてどのようなことができるか、あるいはこういうことをというお考えがあれば、教えていただきたいです。

手塚都市計画課長 今、区画整理事業そのものにつきましては、国も県も町も、そのルールの中で金銭的な支援をしております。ただ、今、言いましたように、区画整理になって区画をつくって整地したと。そこには当然、土地の所有者はすべて権利を持っておられます。その方たちが物をつくると。たまたま今回、100年に一度の不況という経済危機の中で、お話を聞くとイオンさんのほうも、資材の高騰もあつたり、おそらくテナントも集めなければならないという中で、今、委員のほうからもありましたけれども、双葉のユニーのほうも映画館も変わるとかという話もありましたように、そういう形で、出店する方がちょっと今、少ないような話は伺っております。そういうものに対して、我々

の所管している範疇は、あくまでもルールにのっとって支援しておりますので、民民と言っては言い過ぎかも知れませんが、私ども県土整備部としてはそこまでソフト的な部分についての支援は特段、今のところ考えておりません。

樋口委員

所管が違ったり、あるいは法的に助けはないにしても、やはり情報提供や、一緒に協議のテーブルに着いてアドバイスすることは引き続きぜひお願いしたいと思います。

また、所管のほうでもあればやりたいと思っています。

**(住宅供給公社事業促進費について)**

白壁委員

不思議なところが数点あるものですから教えていただきたいと思います。まず最初に、住宅の関係で、県土45ページです。いわゆる公社に対する貸付金ということで30億円。これを諸収入で30億円。いわゆるオーバーナイト型の短期の貸し付けとなっているように感じるんですけども、この辺の確認はよろしいでしょうか。

末木住宅課長

30億円の貸し付けでございますが、4月の年度当初に30億円を貸しまして、年度末、3月31日に返還をしていただいております。

白壁委員

単コロとかという話なんだろうが、いわゆる資金の運用的なものとして考えていったときには、それもいいとは思いますが、結果的には債務の圧縮には決してならないんです。公社への貸し付けは、このまま行って、エンドレスなんです。いつか終わらなければならないものが、これをずっと続けていくとエンドレスになる。エンドレスということは終わりが無いということになるわけです。

こういうものは今、公社が例えば3つが1つになり、県が債務の保証をしながら計算上は何とかトントンに合わせるんでしょうが、こういうものがある限り決して終わらないんです。今、ある分譲地も、二千何百万ですか。その販売促進のために、補助しているんです。いわゆる簿価と実勢価格の違いで、簿価では売れない。実勢価格は下がっている。売れない状況にある。

お金が足りないわけですから、エンドレスでそのまま30億円を4月1日に貸して、3月の末に返してという短期貸付をやりながら、なおかつ、不良的な資産を今度、売却するのに、それに対する補助金を出しながら、なおかつその資産がなかなか売れない。これをずっと繰り返していくと、いつになったら正常な状態に戻るのかという話になりますけれども。

まず、この分譲事業支援補助金は、どういうものに対して補助しているんでしょうか。

末木住宅課長

分譲事業支援補助金の2億4,000万円につきましては、平成17年度からやっておりますが、そのときに県と公社がつくりました経営計画の中で約46億円の事業負債があるということで、これについて20年間で県が分譲事業支援補助金で補てんをしていき、約20年間でその負債を回収する計画でございます。

白壁委員

この辺はいろいろな歴史経過の中で、また議会の中でも相当言われてきたことでありますが、結果的にはそれは県が肩がわりすることになるわけです。今、現状の分譲地の残地はどのくらいあるか、御存じでしょうか。

末木住宅課長 平成20年度に前年度からの残地もありますので、119区画を平成20年度に売りに出しております。そうした中で、その中にはハウスメーカーの責任販売のものもございます。それらにつきましては、責任販売でございますからハウスメーカーが責任を持つということで、公社が販売をする区画につきましては、平成20年度末で14区画ぐらい売れ残ってしまうのではないかと想定されております。

白壁委員 確認です。責任販売ということは、そこで売れなければハウスメーカーが買い取るというか、お客さんを見つけてくる。紅梅地区の請負と同じですかね。お客さんを見つけてくるということですか。見つけられない場合には、買い取り約束がされているということでしょうか。

末木住宅課長 白壁委員のおっしゃるとおりでございます。売れ残った場合にはハウスメーカーが買い取りをしまして、公社にその代金をお支払いいただきます。

白壁委員 ここでこの程度にしておきます。またこれから、残の分についても早急に売らなければならないでしょうし、ハウスメーカーもなかなかそう簡単に売却もできないですから、県としての対応も考えていかなければならない時期も来るのではないかと思います。短期貸付についてはまた改めてやりたいと思います。

#### (県営住宅管理費について)

次に、午前中に鈴木委員から県営住宅の滞納訴訟の件がありました。確認ですが、連帯保証人として名前が契約書には書いてあるんですね。

末木住宅課長 書いてございます。

白壁委員 そこに明記されている連帯保証人は、通常の県営住宅の賃貸の契約約款とは違うものに明記されているのでしょうか。それとも、通常の契約書に明記されているのでしょうか。

末木住宅課長 契約書に明記をされております。

白壁委員 ということは、家賃の滞納に対しての保証を、連帯保証人は字のごとくしなければならぬ責任を持っているということでしょうか。

末木住宅課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

白壁委員 その連帯保証人に、先ほど県は請求をされていると言われましたよね。もう一度、すみません。

末木住宅課長 先ほどの話をもう少し細かく申し上げますと、滞納が3カ月になったところで、当然のことながら滞納している入居者に督促状を出します。そして、連帯保証人の方にも、このときには請求でなくて、あなたが連帯保証人をしているAさんは家賃を滞納されておりますので、家賃を支払うよう言ってくださいという御通知を申し上げます。さらに6カ月以上の滞納があった場合には、またさらに督促を出しまして、今度は、入居者の方には、家賃がこの

くらい滞納になっています、このままでは契約解除になります、裁判になります、だから払ってくださいという御通知を申し上げます。連帯保証人の方にも、連帯保証をしているAさんは相変わらず払ってくれないので、連帯保証人のあなたが払ってください、払ってくれた場合には、入居者の方に対して当然のことながら請求の権利を有しますという御通知を申し上げます。

そのときに、連帯保証人の方もいろいろな方がいらっしゃいます。親御さんであるとか、ご兄弟であるとか、またはたまたま知り合いの方であるとか、そういう方がいらっしゃいまして、親の方が連帯保証人になっている場合は払ってくれるケースもございます。ただ、その場合もずっと払ってくれるかという、それはまた難しいこともございます。そして、連帯保証人が職場の同僚の方もいらっしゃいますが、そういう方はなかなか払っていただけないというのが実情でございます。

白壁委員 懇切丁寧に説明いただきましたが、私が聞いているのは、連帯保証人に対して請求は起こしているんですね。それだけです。

末木住宅課長 請求は起こしております。

白壁委員 それで、その連帯保証人は払いませんということになりますね。もちろん御本人は払わないわけですがけれども、連帯保証人も払いませんとって、今度、県は年間五、六十件ということですから、50件で24万円、60件で20万円ぐらいのお金をかけて裁判、訴訟。これは少額訴訟一日結審60万円以下というものですかね。1日で多分、結審するタイプを使うと思うんですが、いずれにしても、そのときに借り主に請求しても払わない、連帯保証人に請求しても払いませんから、連帯保証人と借り主、両方とも訴えるという一筆を出せば、それは連帯保証人は困ったな、払いましょうかという話になると思うんですけれども、いかがでしょうか。

末木住宅課長 おっしゃることは非常によくわかるんですが、県内に住居を有している、年間の所得が124万8,000円を超え、公営住宅に入居していないという要件を満たせば、連帯保証人になり得るということです。

公営住宅の連帯保証人についても、こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、決して裕福な方ばかりではないケースもございますので、白壁委員がおっしゃることも非常によくわかるんですが、そうなると今度、これはあくまでも想定の話ですが、連帯保証人になり手がいない、探すのが非常に困難になるようなケースも出てくる。そうなると、やはり公営住宅の目的が低額所得者で住宅に困窮する皆さんに住居を提供するというのもございますので、その辺につきましては、いろいろ難しい課題もあろうかと思えます。

白壁委員 次元の違う話をされている感じがしたんですが、保証人になり手がいないからというのはちょっとおかしいと思うんです。であれば、県営住宅、ただにしたらどうですか。ただにできないですよ。ただ、景気低迷の中で収入も減り、いろいろな方々もおられる。だから、減免をやっているんじゃないですか。保証人の減免なんて考えたことがありますか。家賃の減免ですよ。ここに入る人たちが保証人を立てられない、それでは保証人がいなくなるというのは、ちょっととらえ方が違うのではないかと思います。皆さん、どう考えられるかわかりませんが、私はそう思います。

結果的に、今、経費をこれだけかけているんです。20万円なのか、24万円なのか、25万円なのかわかりませんが、そんなにかけて、幾らの家賃で、幾らの滞納で、不納欠損が幾らあって、費用対効果はどのぐらいのことを考えているんですか。計算したことはありますか。

末木住宅課長 今、委員がおっしゃるような費用対効果について計算したものを手元には持っておりません。申しわけございません。

白壁委員 そうでしょうね。あまりそんなことは考えないですね。道路をつくる時には費用対効果はすぐに考えるんでしょうけれども、こういうときにはなかなか考えないんでしょうね。だけど、通常、考えてさうでしょう。裁判で弁護士をお願いする。裁判費用の証紙を買う。そんな大した金額ではないと思うんです。それが年間50件、60件で、1,200万円。それだけの金額になるわけでしょうけれども、家賃なんていうのは高いのもあるでしょうけれども、そんなに高いものではないと思います。

話をまた戻します。保証人はなぜ連名で訴えないのか。もう一度、お聞かせください。

末木住宅課長 なぜ訴えないのかと言われますと、はっきり言いまして、これこれこういう理由で訴訟の対象に今現在しておりませんという返事はなかなか難しいものがございまして、申しわけございません。やはり今までやってきた中で、保証人にもその分のものは請求はしておりますが、なかなか連帯保証人の方の御協力も得られないケースもございまして。そして、これは別にどうでもいいことかもしれませんが、私ども、承知している限りでは、全国で40都道府県が今、訴訟の提起を行っております。そして、やはり40都道府県の中で、本県も含めまして、連帯保証人まで訴訟の提起の対象にしている都道府県はございません。だからやらないんだという理由にはならないとは思いますが。

白壁委員 だから、全国の公営住宅の家賃の回収率が下がるんです。考えてください。整理して考えればよくわかることなんです。借りられる方がいて、それに対する連帯保証人がいる。その借りられる人が払わない。こういう場合には退去してください、こうです、ああですと書いてある約款に連帯保証人の名前と一緒に明記してあるんです。名前を書いてあるんです。ということは、この人にも責任があるんです。その責任がある人を訴えずに本人だけ訴えたら、その瞬間にその責任がある人の責任がなくなるんです。だから、払わない。そこまで行ってしまふから経費がかかるんです。だから、1,200万円のこんなむだな予算があるんです。1,200万円の予算があったら、もっと困っている人たちに安く貸してやったほうが絶対に得です。1,200万円すべてがとは言いませんけれども。

これもここでのやりとりだけではなかなか難しいところだと思いますが、いずれにしてもこれからこういう訴訟はまだまだふえるでしょう。景気低迷、政治混迷、いろいろ出てきますと、まだまだふえる可能性があります。ということは、こういう経費が補正でも何でも組まなければならないときが来るかもしれない。連帯保証人というところを考え直すことも、その仕組みを変えることもぜひお考えいただきたいと思います。

最後、部長、お願いします。

下田県土整備部長 法の趣旨から言えば連帯保証人も一緒に訴える。そこにまたさらなる経費がかかるのかどうか、今、承知しておりませんが、ひとつ、そちらの面もありますし、低所得の方で住宅に困っておられる方に住居を供給するという公営住宅の趣旨も損なわないように、その辺は課題があるかと思いませんけれども、1つの課題として受けとめさせていただきたいと思います。

山下委員長 私の方からも一言。  
確かに公共性の部分が高いかもしれませんが、保証人の制度について少し研究することは必要ではないかと思えます。どうか研究してみてください。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

### 第36号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

#### 質疑

樋口委員 今回の御説明で「耐震対策」という言葉がございました。ちょっとお聞かせください。私、甲府ですけれども、先日、甲府の上下水道局へ行きまして、この御時世で大きなお店が不景気になりまして、更地になって、開発のための上水道の敷設のことで行ったんですけれども、その中でやはり甲府の上水道が敷設の切りかえの時期ということで、今の耐震基準に合うまで、順次、変えていかなければならないとのことでした。

そこで、先ほど耐震の話が若干、出ましたけれども、流域下水道でやっている事業について、どのようにここまで予算を配分してやってきているのか、あるいはいつ以前のものを順次、変えようとしているのかがわかりましたらお聞かせください。

小野下水道課長 少し違う話から入りますけれども、下水道施設の耐震基準につきましては、阪神大震災を受けまして平成9年度に改定がされております。改定がされたわけでございますけれども、それ以前に設置された下水道施設が富士北麓、峡東、釜無の3流域下水道にございます。これにつきましては平成9年度の耐震基準を満たしていない状況でございます。そのような状況の中で、平成19年度に山梨県流域下水道地震対策緊急整備計画を策定いたしまして、23年度までの5年間で下水道の機能を確保するために必要最小限の耐震事業を実施するというところで、国の事業に乗った形で、現在、進んでおります。

樋口委員 桂川は新しいからよくて、そのほかの3つということですね。

小野下水道課長 はい、そうです。

樋口委員 いろいろな被災地の話を聞くと、上水道はもちろんです、下水道ももちろんライフラインとして、本当に大変な状況だということを認識しておりますから、非常に耐震、防災の備えが必要だと思えますが、例えば今年度は、今言った3つすべてに予算を配分して耐震の対策をしているんですか。それ

とも、集中してやっていくんですか。その辺は、今まではどうだったんですか。そういうことを教えてください。

小野下水道課長

先ほども申しあげました計画に基づいて年次計画で進めているということで、3流域をやっているわけですが、来年度の富士北麓におきましては、幹線管渠の耐震対策を進めます。

峡東におきましては管渠の耐震対策を進めていきます。峡東の処理場につきましては、水処理施設、これは鉄筋コンクリートでできているわけですが、そのつなぎ目が地震によって壊されることがございますので、そこが地震に対しても対応できるようなエキスパンションジョイントを入れていく工事を行おうとしています。

釜無川につきましても管渠の耐震工事。また、こちらは水処理施設ではなくて、中央監視室から各施設のほうへ命令をする電気ケーブルが行っているわけですが、それが管廊というところを通っております。その管廊が地震でつぶれないように、つまり、運転ができなくならないようにということで、管廊の耐震化を進めるということで、3流域で、来年度、そういう工事をしようとして計画をしております。

樋口委員

下水道のそれぞれの施設にはそういう部分がありますけれども、被災したときに避難場所として、やはり公共施設、あるいは大きな集会所等があります。そういうところもやはり優先的にやるとか、あるいは市町村の公共下水道といったところの優先度はどういうふうになっているのでしょうか。

小野下水道課長

国の基準にもある内容でございますけれども、大きい地震に備えて、優先的にこういうところを整備してくださいということで、私どもの計画もそういう形にはなっています。まず第1次緊急輸送道路に埋設されている管渠、あるいは河川横断部、鉄道の横断部等の、被災を受けたときに緊急輸送路として用をなさないとか、それを修復するのに金のかかるところ、あるいは大規模避難地と処理場を結ぶところを中心に特に震災対策をしてくださいという話と、処理場のほうで処理機能がとまってしまうと汚水が町にあふれてしまうということで、処理場のほうは処理機能がとまらない、最低限のものだけはしっかり耐震をなささいという国の指導の中で現在の計画がつけられております。ですから、そういうものを現在、優先して整備している状況でございます。

樋口委員

わかりました。もちろん上水道もそうですけれども、トイレのことも非常に重要だということも、いろいろなところへ研修に行ってお勉強させていただきましたので、ぜひ計画的に、心配を払拭するようにしていただきたいと思えます。

最後に、市町村でやっている下水道については特に何もかわりがないんですか。それとも、計画を同じようにつくって、同じようにやっているんですか。

小野下水道課長

県内市町村で下水道事業を行っている市町村は25市町村でございます。そのうち、地震防災対策強化地域から外れる小菅村とか丹波山村、平成9年度の耐震基準を適用しております桂川流域管内の市町村を除いた20市町村におきましては今回の耐震をやっていかなければならない市町村だと承知をしております。

県からも指導をさせていただいたわけなんですけれども、今年度、10市町村で耐震化計画をつくりまして、国にもそれを認めていただいております。ですから、10市町村では来年度からそういうものが事業化できる状況になりました。残りの10市町村につきましても、やはりこういう災害への備えということで、こういう事業を早い時期に入れていくように助言をしていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第19号 山梨県景観条例中改正の件

質疑

皆川委員 大規模建築物の基準はどうなっていますか。

野田美しい県土づくり推進室長

大規模等の届け出につきましては、建築物、工作物がございますが、建築物につきましては、都市計画法に規定する商業地域では高さが31メートル、または建築の面積が2,000平方メートルを超えるもの。または、都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域を除く地域については、高さが20メートル、または建築面積が1,500平方メートルを超えるもの。それ以外の区域につきましては、高さが15メートル、または建築面積が1,000平方メートルを超えるものでございます。また、工作物等につきましては、例えば煙突などでは15メートルの高さを超えるもの。遊戯施設等ではやはり15メートルを超えるもの。そのような規定になっております。

皆川委員 「等」とあるけれども、屋外の広告塔はどうなんですか。

望月建築指導課長 大規模建築物等の「等」の中には、先ほど野田室長から御説明がございました工作物というのが定めてありまして、その工作物の中には屋外広告物も入るということで、高さが15メートルを超える場合には届け出が必要になる場合もあります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第21号 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑

白壁委員 車を不法に駐車しているからということが一番上に書いてありますが、主な目的は、いわゆる違法駐車をしているのを整理するためということでしょう

うか。

末木住宅課長 現在、県営住宅の敷地内におきましては駐車場という位置づけがございませんので、現在、どういう方がとめられておられるかは、7団地7組合には目的外使用許可を出しておりますから、ここは承知しておりますが、あとの団地については、私ども承知しておりません。そこで今度、敷地内の管理の適正化を図るという意味で駐車場と位置づけまして、入居者でとめられる方については賃貸借契約を締結し、整備をしていきたいということでございます。

白壁委員 先ほどの話と今度、逆行するのかもしれませんが、景気が悪くてと、先ほども言われましたよね。保証人まで訴訟したりすると借り手がいなくなると困るとかなんとか。なぜ今、そうなのかというと景気が悪いからなんです。これで、今、3,000円とか言われましたが、こんな高額なお金を駐車場に賦課したら借り手がなくなるのではないですか。そんなことはないですか。

末木住宅課長 上限を3,000円といたしまして、県内90何団地ありますから全部は整備できませんが、おおむね使用料は2,000円から3,000円の範囲内でございます。この駐車場につきましては、全入居者が借りることは想定しておりません。当然、車のない方は駐車場を必要としないわけですから、駐車場を必要とされる方と契約をいたしたいと考えております。

白壁委員 2,000円が高額なのか、3,000円が高額なのかわかりませんが、また先ほど言っていることと矛盾してくるんだね。こういうところに入る方々は生活的にもという話も若干ありました。となってきたら、当然、ただにすべきではないんですか。そうでもないですか。

末木住宅課長 今現在、7団地につきましては管理組合を設置していただいて、駐車場料をいただいております。その駐車場代を払っている方々との公平性もございまして、整備をして駐車場料をいただきたいと考えております。

白壁委員 今、駐車場の賃貸借契約がない人たちは、車庫証明が取れない状況にあるということでしょうか。

末木住宅課長 現在、契約していない方々につきましては、車庫証明に必要な書類は県では出すことができません。

白壁委員 場所によって違うかもしれませんが、車庫証明を取れないがために違法な駐車をしているわけでありまして、何回も言いますが、県営住宅に入るような方はそれなりの方々ということをおっしゃいました。ということは、ただにしるとは言いませんけれども、最低、減免措置を考えるべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

末木住宅課長 減免措置につきましては、減免の規定も設けてございますが、ただ、生活保護の受給世帯につきましては、基本的に車を持っていますと、生活保護の対象にならないわけですが、生活保護世帯の中でも身体障害者がいらっしゃるとか、何らかの理由がありまして車の使用を認められるケースも

ございます。生活保護受給者につきましては減免の条項を設けたいと考えております。

白壁委員

パツとしないんですね。片方では家賃の滞納を繰り延べするようなことをしながら、片方では、何でこの時期に駐車場に賦課するんだ。整理整頓するためではない。使用料を上げるためだと僕は感じるんです。減免措置をすればいいよ、今度はある一部分の方々だけ。今の公営住宅の賃貸においては、例えば収入が下がった方とか、職を失った方についても賃料を下げています。減免措置の中に入ってますよね。そう考えていったときには、パツとしないということなんです。いずれにしても、減免措置が生活保護の方だけではなくても、当然、あってしかるべきだと思います。いかがでしょうか。

末木住宅課長

県営住宅の家賃につきましては、応能・応益の家賃でございます。負担能力に応じたものと、いわゆる益を受ける、応益の家賃ということで算定しております。駐車場につきましてはいわゆる受益、益を受けるということで算定しておりますので、生活保護受給世帯以外については減免は考えておりません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第47号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 所管事項

質疑

##### (公共工事の入札制度について)

鈴木委員

ちょっとわからないから聞かせていただきたいと思うんですけども、工事の発注範囲が変わったわけなんですけど、土木関係、建築関係、電気関係、舗装関係があると思うんですけど、これは多分、工事量も減ってきたということもあるんですけども、どんな考え方で見直しをしたのか、まずお聞きをしたいと思います。

小幡県土整備総務課長

少し長くなりますが、御説明させていただきます。

先ほど鈴木委員がおっしゃいましたように、この工事の種類には土木一式、建築一式、電気工事、管工事、舗装工事があるわけでございますけれども、まず土木一式工事につきましては、現在の傾向といたしまして、入札に当た

っての応札業者が減少傾向にある。具体的に申し上げますと、平成19年度におきましては、入札1件当たり6.2社の参加があったものが、平成20年度になりますと4.7社に落ちております。言い方を変えますと、競争性が低くなっているということが言えるかと思えます。しかし、A、Bランクが重複する価格帯、5,000万円以上1億円未満においては応札業者数は他に比して多い傾向がある。価格帯においては応札業者数がふえて競争が高くなっていると言える部分もあることも事実でございます。これらを総合しまして、受注機会を拡大して競争性を高めるため、発注範囲を拡大いたしました。

Dランクの受注が減るのではないかという危惧。先日、御説明をいたしましたグラフでございますが、このグラフは決して面積をあらわすものではございませんでして、Dランクのエリアを侵食するとかという意味ではございません。土木一式ですとCランクがDランクの分野に重なって入札に参加できる形になっているわけでございますけれども、1つには、Dランクの業者さんは登録はいたしますけれども、実際には県の入札には参加しない業者さんがいらっしゃる。こういうことで、実際に県の入札に参加して仕事をしていただける見込みのない業者さんも相当数いると聞いております。それから、Dランクの方については、辞退が非常に多発しております。1,000万円以下につきましては指名競争入札をしておりますが、辞退が多発しています。ということで、土木一式につきましては、そういう改定を行いました。

建築工事一式でございますが、これにつきましては、A、B、Cがそれぞれ重なっている状態で、非常に競争性も確保されております。特に不都合な点はございませんので、今回、変更はいたしません。

電気工事でございますが、電気工事は管工事と同じ競争の土俵を使っているわけなんですけれども、電気工事を変更する理由について申し上げますと、やはりこの工種につきましても入札1件当たりの応札業者数は減少傾向にございます。平成19年度は10.2社であったものが、平成20年度になりますと5.8社に減少をしております。相当数の減少ということで、このあたりの競争性の低下を危惧しているわけでございます。もう1つ、電気工事に言えることは、先ほど申し上げたいいわゆるCランク、Dランクの業者さんの入札の辞退、指名辞退、入札不参加といった事例がふえていることは言えます。こういう理由で、今回、変更を行うわけでございます。

管工事でございます。管工事も電気と大体同じようなことが言えます。応札業者数は、19年度11.6社あったものが20年度になりますと、電気ほどではないんですが、8.4社に減少をしております。競争性が低下しております。C、Dランクの業者を指名いたしましても辞退をしてくる、あるいは入札に不参加ということで、不調のケースが非常に多くなっております。こういったことで、電気、管工事につきましては重なる部分を多くして、重なれば複数のランクの業者さんが入札に参加できる機会がふえてくる。こういう意味で、競争性を高めるために重なる部分を多くしております。

最後に舗装工事でございます。舗装工事は、AランクとBランク、もともと2つのランクでございます。境目が1,000万円でございます。Aランクは1,000万円以上に参加をする資格がある。Bランクは1,000万円未満のエリアで参加ということでございますが、舗装につきましても、やはり競争性が低くなっておりまして、19年度には11.2社参加していただいたものが、20年度には7.5社ということで、ここでも競争性の低下が見られるということで、理由は同じなんです、A、Bがともに重なって、いい意味で競争をしていただくという土俵をつくったわけでございます。こ

れが今回の変更の心でございます。

鈴木委員

今も話題になっている、先ほども話がございましたけれども、西松建設のような公共工事をする中で疑惑が出ている。今、地検で調べていると思うんですけども、山梨県にはないという確信の中で言うんですけども、やはり県民としたら入札のあり方の考え方に疑問を持っている。国では何であることになっているんだ。だけど、同じように見られる可能性だって今からあるわけで、その辺の考え方をもちながら、数点、質問をしていきたいと思えます。

辞退すると先ほど言いましたが、辞退する原因は何ですか。

小幡県土整備総務課長

入札辞退は、辞退した業者を責めてはいけないことになっておりますので呼んで事情聴取ということはいたしておりません。おりませんが、推察ではありますが、業者さんにとっては、あるいは参加する魅力がないのかもしれない。

鈴木委員

総合評価という点で考えてみますと、ランクがAからB、C、Dとありますね。先ほど言ったように、例えば土木工事だったら、Aの部分、Bの部分を1,000万円ぐらい下げた。受注数が少なくなることはもうこういう時代でわかりますけれども、例えば5年前ぐらいから比べて、今のランク制度はどうか。多分、Aの限界値というのがあると思うんです。Aランクは総合評価で何点まで、Bは何点まで、Cは、Dはということなんですが、その辺は今、現状はどうか。変わりはないわけですか。

小幡県土整備総務課長

申しわけございません。本県では2年に一度、ランクを変更しております。5年といえますと3回の変更があるわけなんです、その資料を持っておりません。

鈴木委員

おおむね同じであれば同じぐらいとか、Aランクはこうなりますとかでいいですよ。

小幡県土整備総務課長

わかりました。土木一式で御説明をいたしますと、そのランクに入っている業者数でございますが、現行の19・20につきましては、現在では若干変更はあるとは思いますが、Aが79社、Bが172社、Cは256社、Dが258社。合計で765社という形になっております。これから作業をしていって、21・22に適用するランクに業者を当てはめていくわけなんですけれども、これについては現在、作業中で、3月中にその作業を終えて公表したいと考えています。

鈴木委員

わかりました。そこで、Aランクで1,000万円下げた、Bランクも下がってますね。そうすると、点数評価は多分、そのままだとすれば、要は下へ行くにつれて、例えば一番下のDランクを見ますと、Cを500万円、今度は下へ下げたんですね。今までは1,000万円の中でDができたわけなんです。力関係からすると、私が考えるのにDよりやはりCのほうが力がある。そうすると、同じ一般競争入札をやるにつけてどちらが力があるかと

いうと、Cの方が力があると素人目には思ってしまうんです。そうすると、要はDランクは基本的には500万円ぐらいの金額の工事。中にはとる業者もいるかもしれないけれども、高額はCランクがとってしまう。それから、BとCのランクについても、素人が見てそう思うんだけれども、その辺はどうなんですか。

もう1つは、各建設業の組合があると思うんだけれども、そういうところはどういう考え方なのか。これでいいとか、これはおかしいじゃないとか、その評価はどうですか。

小幡県土整備総務課長

鈴木委員の第1点目の御質問にまずお答えをしたいと思います。今の御質問の趣旨は、より上位のランクが直近下位のランクをいじめているのではないか、攻めてるのではないか、こういう趣旨だと思うんですけども、私どもにいたしますと、それこそまさに競争性を高めるという観点で考えております。したがって、今回の改正による効果ですが、入札に参加できる範囲がそれぞれのランクにとって広がる。このことによって業者の受注機会もふえてくる。個別入札への参加業者数の増加が見込めて競争性が高まる。競争性というのは非常に重要なことではないかと考えております。競争性が高まると、技術にすぐれ、経営基盤のしっかりした企業が育ってくる。また、地域の発展に強い意欲を持ってくれるようになるだろう。こういうことを期待しての今回の改正でございます。

土木一式ですと、Dランクが単独で専用できる部分があったわけなんですけど、これにCが攻め込んできたと見えるんですけども、実はDに安住しては困るんでありまして、大いに競争をしていただく。名前だけ登録をしても、いわゆるペーパードライバーと同じで実際に受注する技術力のない業者さんもいるわけで、そういった方々は排除していかないと、粗雑工事につながります。

以上、簡単ですけども、そういう考えを持っております。

鈴木委員

私はわからないけれども、基本的に今までの工事受注で点数をつけ、それに県の評価点を加算して合計点数が出ると思うんだね。先ほど言ったように、Aランクの限界値とBランクの限界値は変わらないわけですか。

小幡県土整備総務課長

点数につきましては、私ども、今、考えておりますのは、A、B、C、Dそれぞれのランクに現行の中では何百社ずつか当てはめられております。その数は基本的には大きく変えることは今のところ考えておりません。具体的には、採点の方法等が変わっておりますので、点数が変わりますけれども、それぞれのランクの業者数はあまり変動をさせたくない、混乱させたくないとは考えております。

鈴木委員

そうすると、例えばAを社数で80社と決めると、Aの限界値、Aの一番低いところの限界値は決まりますよね。そういう決め方ではなくて、やはりAはAのランクの点数もあるわけです。だから、その辺がよくわからない。

小幡県土整備総務課長

点数を付する1つの大まかな仕組みについてお話をいたしますと、それぞれの業種ごとに、1つは客観点、もう1つは主観点、それぞれ観点が違うん

ですけれども、2つの異なる観点から算出をした点数を付しまして、この合計点でランクを決めていくことになります。

最初に申し上げました客観点でございますが、これは現在、建設業対策室におきまして、建設業法に基づく経営自己審査を中心として、評価して付した点数でございます。これに私どもが行っております主観点というのは、具体的には、この20年度末までは工事成績とISOの9000番台を持っているかどうかということで主観点を計算をしておりましたけれども、21年度からは、この主観点の項目を大幅にふやしたいと考えています。どういう方面でふやすのかと申し上げますと、防災とか社会的な貢献といった観点から主観点の採点項目をふやしていきたい。

具体的に申し上げますと、ISOでは9001、これは品質管理体制にかかわるものでございますが、さらに新しい制度では14000番台の環境負荷の低減にかかわるISOを取得しているか、あるいは更新をしているかというチェック。それから、時折、新聞紙上で出ますけれども、いわゆる労災、建設業に従事する方々の労災事故を減らす目的なんです、建設業労働安全衛生マネジメントシステムを取得しているかどうかという観点が1つ。先ほど申し上げた防災という観点からは、地震等の災害を受けた際に応急復旧にすぐ取りかかれるかということで、業者さんが重機を保有しているかどうか。あるいは、保有していなくても長期リースで協力をできる体制にあるかどうかという観点からのチェックも行います。県の施策といたしまして、障害者の雇用を促進するという観点から、障害者雇用をされているかどうかというチェック。子育て支援に協力をしているか、従業員の子育て支援に配慮しているかどうかという観点。あと、建設業協会あるいは各地にあります建設業協会の地区支部といったところと災害協定を結んでいるかどうかということでございます。災害が起きましても、あらかじめ災害協定を結んで、役割分担をそれぞれの業者さんをお願いしておかなければ緊急時の応急復旧等の対応はできないわけでございます。そういうことで、以上、8項目になりますが、これまで2項目だったものを8項目にふやしております。

鈴木委員

最後になるんですけれども、基本的には一般競争入札ですね。入札の内容を見てますと、一般競争入札の中に総合評価落札方式があるんですね。山梨県にはあまりにもその数が多い。県外を見ているわけではないからわからないけれども、これを考えると、私の思っている一般競争入札とちょっと違うような感じがします。その辺の落札方式は、これはどこもやるかもしれないし、山梨方式もあるのかもしれないけれども、その辺はどう見たらいいんですか。その辺を教えてください。

井上技術管理室長 総合評価落札方式ですけれども、これは落札者を決定する方式であります。従来あった価格落札方式と総合評価落札方式があります。総合評価落札方式は、チャレンジ山梨行動計画におきまして、3,000万円以上の案件について、今年度は30%、来年度は50%、再来年は90%以上の案件で総合評価落札方式で決定していくという目標を掲げておりまして、これは全国的に見ても平均だと思っております。

鈴木委員

そこで、落札率というのがないですか。一般の競争入札、評価方式があるんですけども、例えば、これを見ると大体90何%が主だと思っただけでも、それはどう見ますか。落札率の低いほうが安くて、山梨県にとってはいいんですけども、そうするともうからなくなるか。その辺はどうな

んですか。

井上技術管理室長 落札率につきましては何が適当かというものはございません。総合評価落札方式は、あくまでも品質と価格、両方にすぐれた会社にやっていただくということですので、総合評価落札方式になったことによって落札率が低くなったとか、上がったとかという傾向はございません。

鈴木委員 わかりました。この時期だから、やはり県民が見て「なるほどな」とわかるように透明性をもって入札をしていくという方向性を持っていただきたいと思います。

県土整備部長、いかがなものでしょうか。

下田県土整備部長 公共調達の場合、透明性を確保するのは当然のことでございます。これまでもやってきましたし、今後もその方針、方向性でやっていきます。

小幡県土整備総務課長

鈴木委員に質問を受けました件で、データがないということでお答えできなかったんですが、データがございました。

過去3回ぐらいの各A、B、C、Dランクに入っている業者数という御質問をいただいたんですが、おくれらせながらお答えをさせていただきます。

平成15・16、17・18、19・20の順で申し上げます。土木一式だけでお許しいただきたいんですが、まずAランクは66社から73社、現在79社でございます。ふえている傾向にあります。Bランクでございます。204社から193社、現在172社と減っております。Cランクでございますけれども、278社から283社、現在256社でございます。Dランクでございます。337社、316社、現在は258社となっております。申しわけございませんでした。

#### (県営住宅の管理について)

樋口委員 県営住宅95団地7,650戸ということなんですけれども、基本計画では、もうふやさずに縮小するという考え方なんですか。

末木住宅課長 縮小するといいますか、現在、95団地のうちの10団地につきましては、非常に敷地も狭隘でございまして、今からその敷地の中で建てかえていくことは非常に困難な状況にございます。ですから、この10団地につきましては、いずれかの時点で用途廃止していくことを考えております。

樋口委員 狭隘で建てかえができないから用途廃止をしていくということは、つぶすということですか。

末木住宅課長 今現在の入居者の方々につぶすから出ていけという意味合いではなくて、いずれかの時点で、その団地については廃止をするということでございます。

樋口委員 そうすると、駐車場として整備するということで、先ほどの7団地と、あと95から10を引いて7を引く団地に4,400万円をかけて、何年かけて、この事業をしていくという意味ですか。

末木住宅課長 先ほど申しあげました組合をつくっていただいた7団地につきましては、

今度、条例で決めまして、直接駐車場料をいただきますので、組合を解散していただきます。ですから、将来的には95から10を引いた85団地について、21年度から4年間で計画的に駐車場を整備いたしまして、駐車場料をいただくこととなります。その中で、85団地のうちの6団地につきましては平成27年度までに建てかえ計画に着手しますので、そこにつきましては二重投資になりますので、今回の整備計画でなくて、建てかえ時に駐車場を整備していきたいということでございます。

樋口委員                   この駐車場の管理に関する経費とは別に、既にもう建てかえが決まっているところについては、そちらのほうで整備をするという意味ですか。

末木住宅課長           そのとおりでございます。

樋口委員                   わかりました。今までよりも駐車場代の負担がかかるのはもちろん辛いことですが、逆にしっかり自分の駐車スペースが自分の住むところに財産としてきちんと管理されることは、それはそれで必要なことだと思います。

先日、部長名で山梨県社会資本整備重点計画をいただいたんですけども、ホームページを見ましたら、今、パブリックコメントをかけているということでありまして、ここにも出ていましたので、これとあわせてお聞かせいただきたいんですけども、今後、県営住宅については、ユニバーサルデザインを進めていく。あわせて、高齢者等社会的弱者や子育て世帯への支援、住宅困窮者としてDV被害者、犯罪被害者などへの住宅セーフティネットを確保するということがありまして、この間、仁ノ平委員が質問されていたグループホームとちょっとダブったんですけども、それについてはすごく前向きな答弁を知事はされてましたけれども、ここにもそういうことが書いてあります。いずれ、この10年のうちにこういうことをしていくとは思いますが、今回、駐車場のことは条例で改正をするんですけども、そのグループホーム、あるいはDV被害者、犯罪被害者といった社会的弱者や被害をこうむった人たちが住めるようなものをつくっていくことについては、そういった条例の整備は必要になってくるんですか。これから出てくるんですか。

末木住宅課長           ただいまの御質問でございますが、せんだって仁ノ平委員の御質問にあった件につきましては、平成9年度に県営住宅の社会福祉事業等への活用ということで、これは県営住宅の設管条例の中に規定はしてございます。それを受けまして、さらに細かい要領として、平成10年度に社会福祉事業等に対する山梨県営住宅使用許可取扱要領を制定いたしました。

その中で、先日の一般質問で、仁ノ平委員から社会福祉事業に活用するための規制をもう少し何とかできないかという御質問がございましたので、それについては前向きに緩和を検討していきますという答弁をさせていただきました。

樋口委員                   このインフラ整備計画素案に今のことを加えて、そのほかの社会的弱者の入居ができることを目標にするとありますけれども、それについてはどうですか。

末木住宅課長           DV被害者につきましても、今、女性相談所から相談を受ける中で、DV被害者を一時保護する部屋を用意してございます。あと、災害、例えば火災

にあって焼け出された方にもその都度、相談に応じまして住宅の提供をしております。

樋口委員

マッチングの問題がありますから、受け皿ができて今までの居住地とそこへの距離の問題や、すぐ入れるかどうかという問題がありますから、なかなかすぐにはということにはならないと思いますが、ぜひそういう受け皿づくりはしていただきたいと思います。少し前にも、住宅ローンが払えなくて、あるいは高齢で夫婦ともども病気がちでお金を稼ぐことができなくて、以前に比べてずっと速いスピードで競売にかける査定の人に来てしまってもうだめだ、相談に乗ってくださいと来る人が以前よりもかなり増しているんですけども、そういった方たちに僕たちができることは、今の収入は幾らで、どういう住宅があって、どういうことができるというマッチングをお示しして、何カ月待ちでということを実際やっているんです。それとはちょっと違いますけれども、いろいろな相談に乗れたり、そういった需要にこたえられることこそ、ここに書いてあることだと思いますから、さらにそのことを幅広く検討していただきたいと思います。

活力とゆとりが調和した新しい県土づくりとありますけれども、まさに今、活力とゆとりが全然ない昨今でありますから、これも読ませていただいたんですけども、1つ、印象は、インフラ、あるいはライフラインの対地震対策が非常に弱いという感じがしました。これは私の意見です。

#### (個人住宅の耐震化について)

今度は個人住宅についてであります。先ほどお話がありました、昭和56年以前の木造住宅の耐震化でありますけれども、県土50ページを見ますと、御説明でもありましたように耐震診断が1,500戸、木造住宅耐震改修支援事業費補助金は5,000万円で150戸。耐震性向上型改修支援事業費補助金は2,000万円で50戸ということでありまして、ずっと継続して事業をやられていますが、いつからこの事業をやっているか、今年度の実績はどうなんでしょうか。

望月建築指導課長

まず実績の御質問がございますが、3事業やっております、1点目の耐震診断の事業につきましては平成15年度からスタートをさせていただいております。昨年度までの5年間で3,990戸、今年度につきましては実績見込みでございますが、567戸の予定となっております。

次に、耐震改修の支援事業でございますが、17年度からスタートをいたしております、実は今年度、一部拡充をさせていただきまして、高齢者等の世帯については上乘せをさせていただいている状況でございます。この改修支援事業につきましては、17年度から19年度までの3カ年の実績が75戸でございます。また、20年度の見込みにつきましては27戸ということで、従来からの制度に乗ったものが17戸、拡充に乗ったものが10戸ということで、27戸となっております。

さらに、今年度から新しく始めさせていただきました耐震向上型の支援事業につきましては、今、市町村に制度化ができるように一生懸命働きかけをしているところでございますけれども、当初、市町村からの要望は若干はありましたが、実際やっていただく方を募ったところ、残念ながら御利用していただく方はおられなかったという状況でございます。

樋口委員

それでも、4,000戸近くは継続事業の中でやっているということですよ

よね。

先ほどのインフラ整備計画を見ますと、平成27年度までに90%という目標があったり、平成24年度までに825戸という目標があるんですが、この目標は今の実績でどうなんですか。目標も間違っているかもしれませんが、目標をまず教えてください。

望月建築指導課長 27年度末までの目標でございますが、委員から御指摘ございましたとおり、住宅全体で90%まで耐震化率を上げるという目標を持っております。この計画に載っております24年度末につきましては、19年度までの実績戸数にさらに、24年度までは毎年、木造住宅の耐震改修支援事業で150戸ということで予算をお願いしておりますが、甘いかわかりませんが、その150戸が24年度までずっと継続して利用いただければ、実績とすれば825戸まで上がるという想定をしているところでございます。

樋口委員 ちょっとよくわからないんですけども、27年度で90%というほうにしましょう。そのほうは、今の実績で到達度はどうなんですか。

望月建築指導課長 残念ながら、県の支援制度を使ったベースだけで考えていると今のペースだと難しいのかなと思っております。ただ、私どもの90%という設定の中には、実は行政がこういった耐震化の支援をしなくても一般的に、これまでもそうなんですが、古い住宅にお住まいの方はみずから建てかえをされる。あるいは、本当に古いものは解体撤去をされることになりまして、耐震化率という数字は上がってくるわけです。それでも、19年度に策定した時点でのあくまでも推計の数値でございますが、そういったごく民間の方の通常の努力があっても、90%には届かないということで、数字的に申し上げますと、1万5,000戸については行政が支援をしていく必要があるという推計をいたしました。10カ年の計画でございますので、年平均1,500戸の耐震診断を議会をお願いしているところでございますけれども、最低限診断してやっていかないと、とても達成できないという判断の中からお願いをしている状況でございます。

樋口委員 毎回、言っていますので、あまり長く申し上げませんけれども、やはりこれだけではちょっと厳しいかなと思ひまして、新しい周知徹底方法、支援方法が必要だと思っておりますから、何かないかなと自分たちも考えたいと思うんですけども、市町村はもうほぼ全部の市町村が連動してやっていますか。

望月建築指導課長 市町村と県の連携をしていただくためには、市町村にその制度があるかどうかでございます。耐震診断につきましては全28市町村で制度化ができておりますので、県民の皆さんは無料で受けられる状況でございます。

次に、耐震改修の支援事業につきましては、従来からの一般世帯を対象とした事業につきましては昨年の7月にやはり全市町村でできるようになりました。ただ、今年度、拡充をさせていただきました高齢者世帯等に対しましては、年度内に25市町村で制度化ができる見通しでございますので、3市町村にまだありません。

また、耐震性の向上型改修支援事業につきましては、今年度内では23市町村にできまして、5市町村は来年度以降になるといった見込みでございます。

樋口委員

もちろん古くなって建てかえる、あるいは壊すところは、そこで事業が1つ終わるわけですが、今のままのこの制度の進みだけではちょっと目標を達成できないかなと非常に強く思っています。先ほど申し上げましたけれども、例えば県庁舎とか合同庁舎の建てかえのときには盛んに今後何十年で8割方地震がやってくるということが使われます。庁舎の建てかえにはそのことを使いますけれども、県民が住むところ、あるいはインフラ整備、あるいは公共施設の耐震などは中だけの議論で、つくったところで終わってしまっている感じがしてならないんです。

この中身はインフラですから、それぞれの安全、安心があるんでしょうけれども、きょう、いみじくも一番初めに4つのポイントがあると言って、部長が安全、安心をもちろんおっしゃられました。行動計画に即して、初めのほうは行動計画と同じような時代の潮流についても書かれているようでもありますけれども、その辺で庁舎のことと言うならば、対地震についても備えといいますか、考え方を県民に出していただいて、そういったいろいろなところで皆さんにしみ込ませることによって自分の住んでいるところについても認識を新たにしたり、日常の会話の中でそういう言葉が出てきたり、先ほどの下水道の耐震化のことではありませんけれども、いずれまた住んでいるところの下水道管を取りかえる工事も目に見えてくるのではないかと思いますから、そういったところにもぜひまたアクセントを加えていただきたいと思います。

このインフラの第2次重点計画について、部長、どのようなお考えでしょうか。ひとつ教えてください。

下田県土整備部長 耐震化の部分が弱いという御指摘でございますが、先ほどの下水道とか緊急通路の橋梁の耐震化とか、実際にやっている部分がありますので、もうちょっと工夫をさせていただきたいと思います。

その他

・3月10日午前10時に委員会を開き、参考人から意見聴取を行い、その後、明野廃棄物最終処分場に関する所管事項審査を再開することとした。

以上

土木森林環境委員長 山下 政樹